

【農林水産委員会】

(1) 審議概観

第155回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出8件、衆議院提出1件の合計9件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願2種類8件は、いずれも保留とした。

なお、水田農業の再構築と食料の安定確保に関する決議を行った。

〔法律案の審査〕

有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律案は、有明海及び八代海を豊かな海として再生するため、基本方針を国が定めるとともに、実施すべき施策に関する計画を関係県が策定し、その実施を促進する等特別の措置を講じようとするものである。

委員会においては、発議者・修正案提出者の衆議院議員金田英行君より趣旨説明を聴取した後、参考人を招致してその意見を聴取し、有明海及び八代海の再生に関する基本方針の考え方、諫早干拓排水門の開門総合調査の現状と今後の方針、汚濁負荷量の総量の削減方策等について質疑が行われた。

質疑を終局し、日本共産党より反対の討論があった後、賛成多数で可決された。

次に、独立行政法人農畜産業振興機構法案は、農畜産業振興事業団及び野菜供給安定基金を解散するとともに、農畜産物の価格安定業務等の効率的な運営を図るため、独立行政法人農畜産業振興機構を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものである。

独立行政法人農業者年金基金法案は、農業者年金基金を解散するとともに、農業者の老後の生活の安定及び福祉の向上並びに農業者の確保を図るため、農業者の老齢について必要な年金等の給付の事業を行う独立行政法人農業者年金基金を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものである。

独立行政法人農林漁業信用基金法案は、農林漁業信用基金を解散するとともに、農業信用基金協会が行う農業近代化資金等に係る債務の保証についての保険等の業務を行う独立行政法人農林漁業信用基金を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものである。

独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律案は、生物系特定産業技術研究推進機構を廃止するとともに、民間において行われる生物系特定産業技術に関する試験研究の促進に関する業務等を独立行政法人農業技術研究機構を改称した独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構の業務に追加する等の措置を講じようとするものである。

独立行政法人緑資源機構法案は、緑資源公団を解散するとともに、豊富な森林資源を開発するために必要な林道の開設、水源をかん養するために必要な森林の造成及びこれと一体として行う農用地等の整備等の事業を行う独立行政法人緑資源機構を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものである。

独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律案は、海洋水産資源開発センターを解散し、その業務を独立行政法人水産総合研究センターに承継させるとともに、

社団法人日本栽培漁業協会の業務を独立行政法人水産総合研究センターに行わせるため、栽培漁業に関する技術の開発の事業をその業務に追加しようとするものである。

これら6法律案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画等を実施するために提出されたものであり、本会議において他の特殊法人等改革関連法案と一括で趣旨説明、質疑が行われた後、本委員会に付託された。

委員会においては、6法律案を一括して議題とし、独立行政法人の運営に対する基本方針、BSE対策における農畜産業振興事業団の評価、新制度移行に伴う農業者年金の効果、大規模林道事業の今後の在り方等について質疑が行われた。なお、審査に先立ち、神奈川県において独立行政法人水産総合研究センター等の実情調査を行った。

質疑を終局し、6法律案に対して日本共産党より反対の討論があった後、いずれも賛成多数で可決された。なお、6法律案に対して、6項目にわたる附帯決議が行われた。

次に、**農薬取締法の一部を改正する法律案**は、昨今、輸入代行業者を介した個人輸入の増大、輸入業者による違法な輸入等により、無登録農薬が流通・使用されていた実態にかんがみ、無登録農薬の製造、加工、輸入及び使用を禁止するとともに、輸入代行業者による虚偽の宣伝の禁止や罰則の強化等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、無登録農薬問題の発生原因と責任、農薬管理の適正化への指導の強化、登録農薬の適用範囲の拡大、農薬登録と残留農薬基準の同時設定の必要性等について質疑が行われた。

質疑を終局し、本法律案は全会一致で可決された。

次に、**農水産業協同組合貯金保険法及び農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案**は、我が国経済において、農水産業協同組合の資金決済が果たす役割の重要性にかんがみ、経営困難農水産業協同組合に係る決済用貯金の全額保護等の措置を講ずるとともに、流動性貯金についても、平成17年3月末まで、全額保護しようとするものである。

本法律案については、預金保険法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案とともに、本会議において趣旨説明、質疑が行われた後、本委員会に付託された。

委員会においては、ペイオフ全面解禁を2年間延長する理由、今春の定期性預貯金のペイオフ解禁による農協系統金融への影響、農協に対する監査体制の充実に向けた取組等について質疑が行われた。

質疑を終局し、日本共産党より反対の討論があった後、賛成多数で可決された。

〔決議〕

本委員会は、12月5日、政府に対して、米政策の抜本的見直しに当たり、生産調整については政府において引き続き円滑な推進に努めるとともに、国及び地方公共団体の役割を食糧法上明確に位置付けること、米価下落の影響緩和対策を引き続き講じるとともに、経営所得安定対策を速やかに確立することなど、9項目にわたる**水田農業の再構築と食料の安定確保に関する決議**を行った。

〔国政調査〕

第154回国会閉会後の10月3日、牛海綿状脳症（BSE）問題等に関する件を議題とし、大島農林水産大臣より説明を聴取した後、質疑を行った。

この中で、食の安全の確保、BSEの感染原因と感染ルートの解明の進展状況、牛肉在庫緊急保管対策事業、無登録農薬問題、米政策の総合的な見直し等が取り上げられた。

11月7日及び12月10日、農林水産に関する調査を議題とし、WTO農業交渉、米政策の総合的な見直し、担い手経営安定対策、無登録農薬問題、循環型農業の推進、牛肉在庫緊急保管対策事業、地球温暖化防止森林吸収源10か年対策等が取り上げられた。

12月5日、平成15年産米の政府買入価格に関する件を議題として、太田農林水産副大臣から平成15年産米穀の政府買入価格及び米穀の標準売渡価格についての食料・農業・農村政策審議会への諮問について説明を聴取した後、米政策等に関する件を議題として質疑を行った。

この中で、米政策の抜本的見直しの考え方、生産調整数量配分の具体的な方法と実効性、生産調整のメリット措置、経営所得安定対策等関連施策の在り方、備蓄制度の在り方等が取り上げられた。

(2) 委員会経過

○平成14年10月3日（木）（第154回国会閉会後第1回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 牛海綿状脳症問題等に関する件について大島農林水産大臣から説明を聴いた。
- 食の安全の確保に関する件、無登録農薬問題に関する件、牛海綿状脳症問題に関する件、米政策の総合的な見直しに関する件、牛肉在庫緊急保管対策事業に関する件、農協改革に関する件等について大島農林水産大臣、太田農林水産副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成14年10月29日（火）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 農林水産に関する調査を行うことを決定した。

○平成14年11月7日（木）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- WTO農業交渉に関する件、米政策の総合的な見直しに関する件、牛肉在庫緊急保管対策事業に関する件、地球温暖化防止森林吸収源十カ年対策に関する件、大島農林水産大臣前秘書官の公共事業口利き疑惑に関する件等について大島農林水産大臣、太田農林水産副大臣、渡辺農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成14年11月19日（火）（第3回）

- 有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律案（第154回国会衆第23号）（衆議院提出）について発議者・修正案提出者衆議院議員金田英行君から趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明を聴いた。
また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成14年11月21日（木）（第4回）

- 有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律案（第154回国会衆第23号）（衆議院提出）について参考人日本大学生物資源科学部教授岡本雅美君、有明海漁民・市民ネットワーク顧問錦織淳君、長崎県森山町長田中克史君及び日本海洋学会名誉会員宇野木早苗君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律案（第154回国会衆第23号）（衆議院提出）について発議者・修正案提出者衆議院議員金田英行君、同江田康幸君、発議者衆議院議員今村雅弘君、同宮腰光寛君、大島農林水産大臣、太田農林水産副大臣、渡辺農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。
（第154回国会衆第23号） 賛成会派 自保、公明、国連
反対会派 民主、共産、無
- 独立行政法人農畜産業振興機構法案（閣法第37号）（衆議院送付）
独立行政法人農業者年金基金法案（閣法第38号）（衆議院送付）

独立行政法人農林漁業信用基金法案（閣法第39号）（衆議院送付）

独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律案（閣法第40号）（衆議院送付）

独立行政法人緑資源機構法案（閣法第41号）（衆議院送付）

独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律案（閣法第42号）（衆議院送付）

以上6案について大島農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年11月26日（火）（第5回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○独立行政法人農畜産業振興機構法案（閣法第37号）（衆議院送付）

独立行政法人農業者年金基金法案（閣法第38号）（衆議院送付）

独立行政法人農林漁業信用基金法案（閣法第39号）（衆議院送付）

独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律案（閣法第40号）（衆議院送付）

独立行政法人緑資源機構法案（閣法第41号）（衆議院送付）

独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律案（閣法第42号）（衆議院送付）

以上6案について大島農林水産大臣、太田農林水産副大臣、政府参考人、参考人農畜産業振興事業団理事長山本徹君、農業者年金基金理事長鎮西迪雄君、緑資源公団理事長伴次雄君及び独立行政法人水産総合研究センター理事長畑中寛君に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

（閣法第37号）賛成会派 自保、公明、国連

反対会派 民主、共産、無

（閣法第38号）賛成会派 自保、民主、公明、国連

反対会派 共産、無

（閣法第39号）賛成会派 自保、民主、公明、国連

反対会派 共産、無

（閣法第40号）賛成会派 自保、公明

反対会派 民主、共産、国連、無

（閣法第41号）賛成会派 自保、公明、国連

反対会派 民主、共産、無

（閣法第42号）賛成会派 自保、民主、公明

反対会派 共産、国連、無

なお、6案について附帯決議を行った。

○農水産業協同組合貯金保険法及び農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第63号）（衆議院送付）について大島農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年11月28日（木）（第6回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○農水産業協同組合貯金保険法及び農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律

の一部を改正する法律案（閣法第63号）（衆議院送付）について大島農林水産大臣、伊藤内閣府副大臣、太田農林水産副大臣、渡辺農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局した。

- 農薬取締法の一部を改正する法律案（閣法第66号）（衆議院送付）について大島農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年12月3日（火）（第7回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 農薬取締法の一部を改正する法律案（閣法第66号）（衆議院送付）について大島農林水産大臣、太田農林水産副大臣、渡辺農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第66号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連、無
反対会派 なし

○平成14年12月5日（木）（第8回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成15年産米の政府買入価格に関する件について太田農林水産副大臣から説明を聴いた。
- 米政策等に関する件について大島農林水産大臣、太田農林水産副大臣、渡辺農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。
- 水田農業の再構築と食料の安定確保に関する決議を行った。

○平成14年12月10日（火）（第9回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 米の需要拡大策に関する件、担い手経営安定対策に関する件、循環型農業の推進に関する件、森林の整備及び地域材の利用促進に関する件等について大島農林水産大臣、太田農林水産副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。
- 農水産業協同組合貯金保険法及び農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第63号）（衆議院送付）について討論の後、可決した。

（閣法第63号）賛成会派 自保、公明、国連
反対会派 民主、共産、無

○平成14年12月12日（木）（第10回）

- 請願第586号外7件を審査した。
- 農林水産に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

独立行政法人農畜産業振興機構法案（閣法第37号）

【要旨】

本法律案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画を実施するため、農畜産業振興事業団及び野菜供給安定基金を解散するとともに、農畜産物の価格安定業務等の効率的な運営を図るため、独立行政法人農畜産業振興機構を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 この法律及び独立行政法人通則法の定めるところにより設立される独立行政法人の名称は、独立行政法人農畜産業振興機構とする。
- 2 独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、主要な畜産物の価格の安定、主要な野菜の生産及び出荷の安定並びに砂糖の価格調整に必要な業務、畜産業及び野菜農業の振興に資するための事業へ補助する業務並びに生糸の輸入に係る調整等に必要な業務を行い、もって農畜産業及びその関連産業の健全な発展並びに国民消費生活の安定に寄与することを目的とする。
- 3 機構の資本金は、政府から出資があったものとされた金額とするとともに、政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができる。
- 4 機構に、役員として、理事長及び監事2人を置くとともに、副理事長1人及び理事6人以内を置くことができる。理事長及び副理事長の任期は4年とし、理事及び監事の任期は2年とする。
- 5 機構は、2の目的を達成するため、畜産物の価格安定に関する法律の規定による価格安定措置の実施に必要な業務、野菜生産出荷安定法の規定による業務、砂糖の価格調整に関する法律の規定による業務、国内産の牛乳を学校給食の用に供する事業その他畜産業及び野菜農業の振興に資するための事業への補助、生糸の輸入に係る調整等に関する法律の規定による生糸の輸入に係る調整に関する措置の実施に必要な業務等を行う。
- 6 中期目標の期間の終了時における積立金の取扱いについて所要の規定を置く。
- 7 機構の主務大臣は、農林水産大臣とする。
- 8 この法律は、一部を除き、平成15年4月1日から施行する。
- 9 農畜産業振興事業団及び野菜供給安定基金は、機構の成立の時ににおいて解散するものとし、機構が承継する権利及び義務について所要の規定を置く。

【独立行政法人農畜産業振興機構法案等6法律案に対する附帯決議】

政府は、右各法律の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 1 特殊法人等の独立行政法人への移行に当たっては、自律的、効率的に運営を行うという独立行政法人制度の趣旨が充分発揮されるよう、本法の趣旨を徹底し、その運用に万全を期すること。
- 2 独立行政法人への移行後においても、民間に委ねられるものは民間に委ねるなど、事

務・事業や組織の見直しを行い、法人運営の一層の合理化、効率化と経費の削減に努めること。

- 3 独立行政法人の長の選任においては、当該分野に造詣の深い適切な人材を広く内外から起用するよう充分配慮すること。その他の役員を選任についても、同様とすること。
- 4 独立行政法人の役員報酬及び退職手当については、独立行政法人通則法の趣旨を踏まえ、法人及び役員の実績を的確かつ厳格に反映させること。また、主務大臣は、独立行政法人の役職員の報酬及び退職手当の水準を、国家公務員及び他の独立行政法人の役員と比較ができる形で分かりやすく公表し、国民の理解を得るよう努めること。
- 5 独立行政法人が所期の成果を挙げるためには、的確で厳正な業績評価が重要である。このため、明確かつ具体的な中期目標や評価基準を設定することとし、また、公正で客観性のある厳格な評価を確保するよう、評価者の人事及び評価の方法には細心の配慮を払うこと。
- 6 独立行政法人等への移行に当たっては、これまで維持されてきた当該特殊法人等の職員との雇用の安定を含む良好な労働関係に配慮すること。
右決議する。

独立行政法人農業者年金基金法案（閣法第38号）

【要旨】

本法律案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画を実施するため、農業者年金基金を解散するとともに、農業者の老後の生活の安定及び福祉の向上並びに農業者の確保を図るため、農業者の老齢について必要な年金等の給付の事業を行う独立行政法人農業者年金基金を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 この法律及び独立行政法人通則法の定めるところにより設立される独立行政法人の名称は、独立行政法人農業者年金基金とする。
- 2 独立行政法人農業者年金基金（以下「基金」という。）は、農業者の老齢について必要な年金等の給付の事業を行うことにより、国民年金の給付と相まって農業者の老後の生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、農業者の確保に資することを目的とする。
- 3 基金に、役員として、理事長及び監事2人を置くとともに、理事2人以内を置くことができる。理事長の任期は4年とし、理事及び監事の任期は2年とする。
- 4 基金は、2の目的を達成するため、農業者年金事業等を行う。
- 5 中期目標の期間の終了時における積立金の取扱いについて所要の規定を置く。
- 6 基金の主務大臣は、農林水産大臣とする。
- 7 この法律は、一部を除き、平成15年4月1日から施行する。
- 8 農業者年金基金は、基金の成立の時において解散するものとし、基金が承継する権利及び義務について所要の規定を置く。

【附帯決議】

独立行政法人農畜産業振興機構法案（閣法第37号）と同一内容の附帯決議が行われている。

独立行政法人農林漁業信用基金法案（閣法第39号）

【要旨】

本法律案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画を実施するため、農林漁業信用基金を解散するとともに、農業信用基金協会が行う農業近代化資金等に係る債務の保証についての保険等の業務を行う独立行政法人農林漁業信用基金を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 この法律及び独立行政法人通則法の定めるところにより設立される独立行政法人の名称は、独立行政法人農林漁業信用基金とする。
- 2 独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）は、農業信用基金協会が行う農業近代化資金等に係る債務の保証、漁業信用基金協会が行う漁業近代化資金等に係る債務の保証等につき保険を行うこと及び林業者等の融資機関からの林業の経営の改善に必要な資金の借入れに係る債務を保証すること等により、農林漁業経営等に必要な資金の融通を円滑にし、もって農林漁業の健全な発展に資することを目的とする。このほか、農業共済団体等が行う保険事業等に係る保険金等の支払及び漁業共済団体が行う漁業共済事業等に係る共済金等の支払に関して必要とする資金の貸付け等の業務を行うことを目的とする。
- 3 信用基金の資本金は、政府及び政府以外の者から出資があったものとされた金額とするとともに、信用基金は、必要があるときは、主務大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。
- 4 信用基金に、役員として、理事長及び監事2人を置くとともに、副理事長1人及び理事5人以内を置くことができる。理事長及び副理事長の任期は4年とし、理事及び監事の任期は2年とする。
- 5 信用基金は、2の目的を達成するため、農業信用保証保険法及び中小漁業融資保証法の規定による保証保険及び融資保険を行うこと、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会の業務に必要な資金を融通すること、出資者たる林業者等の融資機関からの林業経営の改善に必要な資金の借入れに係る債務を保証すること並びに農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務を行う。
- 6 中期目標の期間の終了時における積立金の取扱いについて所要の規定を置く。
- 7 信用基金の主務大臣は、農林水産大臣及び財務大臣とする。
- 8 この法律は、一部を除き、平成15年4月1日から施行する。
- 9 農林漁業信用基金は、信用基金の成立の時に於いて解散するものとし、信用基金が承継する権利及び義務について所要の規定を置く。

【附帯決議】

独立行政法人農畜産業振興機構法案（閣法第37号）と同一内容の附帯決議が行われている。

独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律案（閣法第40号）

【要旨】

本法律案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画を実施するため、生物系特定産業技術研究推進機構を廃止するとともに、民間において行われる生物系特定産業技術に関する試験研究の促進に関する業務等を独立行政法人農業技術研究機構を改称した独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構の業務に追加する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 題名を「独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構法」に改めるとともに、独立行政法人農業技術研究機構を独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構（以下「研究機構」という。）に改称する。
- 2 研究機構は、農業に関する技術上の試験及び研究等を行うことにより、農業に関する技術の向上に寄与するとともに、民間において行われる生物系特定産業技術に関する試験及び研究に必要な資金の出資及び貸付け等を行うことにより、生物系特定産業技術の高度化に資することを目的とする。このほか、農業機械化の促進に資するための農機具の改良に関する試験及び研究等の業務を行うことを目的とする。
- 3 研究機構は、必要があるときは、主務大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。
- 4 研究機構に、役員として、監事3人を置くとともに、理事8人以内を置くことができる。
- 5 研究機構は、従来の業務に加え、民間において行われる生物系特定産業技術に関する試験及び研究に必要な資金の出資及び貸付けを行うこと、生物系特定産業技術に関する基礎的な試験及び研究を他に委託して行い、その成果を普及すること、農業機械化促進法第16条第1項に規定する業務等を行う。
- 6 利益及び損失の処理、余裕金の運用について所要の規定を置く。
- 7 研究機構の主務大臣は、農林水産大臣及び財務大臣等とする。
- 8 この法律は、平成15年10月1日から施行する。
- 9 生物系特定産業技術研究推進機構は、この法律の施行の時において解散するものとし、研究機構が承継する資産及び債務について所要の規定を置く。

【附帯決議】

独立行政法人農畜産業振興機構法案（閣法第37号）と同一内容の附帯決議が行われている。

独立行政法人緑資源機構法案（閣法第41号）

【要旨】

本法律案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画を実施するため、緑資源公団を解散するとともに、豊富な森林資源を開発するために必要な林道の開設、水源をかん養するために必要な森林の造成及びこれと一体として行う農用地等の整備等の事業を行う独立行政法人緑資源機構を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 この法律及び独立行政法人通則法の定めるところにより設立される独立行政法人の名称は、独立行政法人緑資源機構とする。
- 2 独立行政法人緑資源機構（以下「機構」という。）は、農林業の生産条件、森林資源及び農業資源の状況等からみてこれらの資源の保全及び利用を図ることが必要と認められる地域において、豊富な森林資源を開発するために必要な林道の開設、改良等の事業を行うとともに、水源をかん養するために必要な森林の造成に係る事業及びこれと一体として農用地、土地改良施設等を整備する事業等を行い、もって農林業の振興と森林及び農用地の有する公益的機能の維持増進に資することを目的とする。
- 3 機構の資本金は、政府から出資があったものとされた金額とするとともに、政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができる。
- 4 機構に、役員として、理事長及び監事2人を置くとともに、理事4人以内を置くことができる。理事長の任期は4年とし、理事及び監事の任期は2年とする。
- 5 機構は、2の目的を達成するため、農林水産大臣の定める基本計画に基づく大規模林業圏開発林道事業、水源林造成事業、農林水産大臣の定める基本計画に基づく特定中山間保全整備事業（特定地域整備事業）、海外農業開発に関する業務等を行う。
- 6 中期目標の期間の終了時における積立金の取扱いについて所要の規定を置く。
- 7 機構の主務大臣は、農林水産大臣とする。
- 8 この法律は、一部を除き、平成15年4月1日から施行する。
- 9 緑資源公団は、機構の成立の時に解散するものとし、機構が承継する権利及び義務について所要の規定を置く。

【附帯決議】

独立行政法人農畜産業振興機構法案（閣法第37号）と同一内容の附帯決議が行われている。

独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律案（閣法第42号）

【要旨】

本法律案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画を実施するため、海洋水産資源開発センターを解散し、その業務を独立行政法人水産総合研究センターに承継させるとともに、社団法人日本栽培漁業協会の業務を独立行政法人水産総合研究センターに行わせるため、栽培漁業に関する技術の開発の事業をその業務に追加する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 独立行政法人水産総合研究センター（以下「センター」という。）の目的として、海洋水産資源開発促進法第3条第1項に規定する海洋水産資源の開発及び利用の合理化のための調査等を行うことを追加する。
- 2 センターに、役員として、理事5人以内を置くことができる。
- 3 センターは、従来の業務に加え、栽培漁業に関する技術の開発の業務を行う。
- 4 センターは、1の目的を達成するため、海洋の新漁場における漁業生産の企業化その他の海洋水産資源の開発及び利用の合理化のための調査、海洋の漁場における新漁業生

産方式の企業化のための調査、海洋水産資源の開発及び利用の合理化に関する情報及び資料の収集及び提供等の業務を行う。

- 5 センターは、海洋の新漁場における漁業生産の企業化のための調査について、当該調査の結果を農林水産大臣に報告するとともに、その概要を公表しなければならない。
- 6 農林水産大臣は、水産動植物に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、当該被害の拡大又は発生を防止するため必要があると認めるときは、センターに対し、必要な技術の開発を実施すべきことを要請することができる。
- 7 この法律は、一部を除き、平成15年10月1日から施行する。
- 8 海洋水産資源開発センターは、この法律の施行の時ににおいて解散するものとし、センターが承継する資産及び債務について所要の規定を置く。
- 9 社団法人日本栽培漁業協会は、その定款で定めるところにより、その資産及び債務をセンターに承継させることができるものとし、その承継があったときは、その時ににおいて、解散する。

【附帯決議】

独立行政法人農畜産業振興機構法案（閣法第37号）と同一内容の附帯決議が行われている。

農水産業協同組合貯金保険法及び農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第63号）

【要旨】

本法律案は、我が国経済において、農水産業協同組合が行う資金決済が果たす役割の重要性にかんがみ、我が国の金融機能の一層の安定化を図るため、経営困難農水産業協同組合に係る資金決済の確保に関し資金決済に関する貯金者その他の債権者の保護その他所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 農水産業協同組合（以下「組合」という。）が行う信用事業における決済用貯金（為替取引等の決済に用いられ、かつ、要求払い・無利息の貯金）については、組合が経営破綻し、貯払いを停止した場合においても、その全額を貯金保険の対象として保護すること。
- 2 組合が破綻前に依頼を受けた振込等の仕掛かり中の決済の結了を可能とするため、仕掛かり中の決済債務の全額を貯金保険の対象として保護すること。
- 3 農水産業協同組合貯金保険機構が経営困難組合に対して決済債務の弁済のための資金を貸し付けることを可能とし、あわせて、当該資金を貸し付けることを決定した組合については、決済債務の弁済や相殺を行うことができることとすること。
- 4 決済用貯金を導入する組合にあっては、保険事故が発生した場合における支払対象決済用貯金に係る保険金の支払い又は支払対象決済用貯金の払戻しの円滑な確保を図るため、電子情報処理組織の整備等を講じなければならないこととすること。
- 5 現行の普通貯金及び当座貯金等の流動性貯金については、平成17年3月末まで、決済用貯金とみなして、その全額を貯金保険の対象として保護すること。

農薬取締法の一部を改正する法律案（閣法第66号）

【要旨】

本法律案は、最近、輸入代行業者を介した個人輸入の増大、輸入業者による違法な輸入等により、登録を受けていない農薬が流通し、使用されている実態が明らかとなったことにかんがみ、登録を受けていない農薬の製造、加工及び輸入並びに使用を禁止するとともに、輸入の媒介を行う者が農薬の有効成分の含有量等に関して虚偽の宣伝をすることを禁止する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 農薬の製造又は輸入に係る登録制度の見直し

登録を受けていない農薬の流通を未然に防止するため、特定農薬（原材料に照らし農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがないことが明らかなものとして農林水産大臣及び環境大臣が指定する農薬）等を除き、農林水産大臣の登録を受けなければ、農薬を製造し若しくは加工し、又は輸入してはならないこととすること。

2 農薬の輸入の媒介を行う者に対する虚偽宣伝等の禁止

農薬の輸入の媒介を行う者は、農薬の有効成分の含有量若しくは効果に関して虚偽の宣伝をし、又は登録を受けていない農薬について登録を受けていると誤認させるような宣伝をしてはならないこととすること。

3 登録を受けていない農薬の使用を禁止する規定の創設

何人も、登録番号等の真実な表示のある農薬等以外の農薬を使用してはならないこととすること。

4 農薬の使用基準の設定

農林水産大臣及び環境大臣は、農薬の安全かつ適正な使用を確保するため、農薬の使用時期及び使用方法その他の事項について農薬使用者が遵守すべき基準を定めなければならないこととし、農薬使用者はこの基準に違反して農薬を使用してはならないこととすること。

5 罰則の強化

違反行為に対する抑止力を高めるため、農薬の製造、輸入又は販売に関する規定に違反した者に対する罰則を、自然人については3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に、法人については1億円以下の罰金に引き上げる等罰則を強化することとすること。

有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律案（第154回国会衆第23号）

【要旨】

本法律案は、有明海及び八代海が、国民にとって貴重な自然環境及び水産資源の宝庫として、その恵沢を国民がひとしく享受し、後代の国民に継承すべきものであることにかんがみ、国民的資産である有明海及び八代海を豊かな海として再生するために特別の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 主務大臣（総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣）は、有明海及び八代海の海域の特性に応じた当該海域の環境の保全及び改善並びに当該海域における水産資源の回復等による漁業の振興に関する施策を推進する

ため、有明海及び八代海の再生に関する基本方針を定めなければならないこととし、関係県（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県及び鹿児島県）は、基本方針に基づき実施すべき施策に関する県計画を定めることとする。

- 2 主務大臣等（主務大臣、関係行政機関の長及び関係県の知事）は、それぞれの県計画の調和を図りつつ、その実施を促進するために必要な協議を行うため、促進協議会を組織することができることとする。
- 3 県計画に基づいて、平成14年度から平成23年度までの各年度において関係県が国から補助金の交付を受けて行う一定の漁港漁場整備事業について、補助率の特例措置を設けることとする。
- 4 県計画に基づく事業に関連して地方債についての配慮、資金の確保、下水道の整備、漂流物の除去、河川の流況の調整、森林の保全及び整備、水産動物の種苗の放流について規定するとともに、酸処理剤の適正な使用、自然災害の発生の防止、赤潮等による漁業被害等に係る支援及び漁業被害者の救済、知識の普及等について規定することとする。
- 5 国及び関係県は、総合的な調査研究の体制を整備して、有明海及び八代海の海域の環境の保全及び改善並びに当該海域における水産資源の回復等による漁業の振興を図るための調査を実施し、その結果を公表するとともに、当該海域に流入する水の汚濁負荷量の総量の削減に資する措置を講ずることとする。
- 6 7の見直しに関し、環境省に「有明海・八代海総合調査評価委員会」を設置し、有明海及び八代海の再生に係る評価を行い、主務大臣等に意見を述べることとする。
- 7 法施行後5年以内に、法施行の状況及び総合的な調査の結果を踏まえ必要な見直しを行うこととする。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（8件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
37	独立行政法人農畜産業振興機構法案	衆	14. 10.21	14. 11.20	14. 11.26 可決 附帯	14. 11.27 可決	14. 11.7 特殊法人	14. 11.18 可決 附帯	14. 11.19 可決
○14.11.20 参本会議趣旨説明									
38	独立行政法人農業者年金基金法案	衆	10.21	11.20	11.26 可決 附帯	11.27 可決	11.7 特殊法人	11.18 可決 附帯	11.19 可決
○14.11.20 参本会議趣旨説明									
39	独立行政法人農林漁業信用基金法案	衆	10.21	11.20	11.26 可決 附帯	11.27 可決	11.7 特殊法人	11.18 可決 附帯	11.19 可決
○14.11.20 参本会議趣旨説明									
40	独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律案	衆	10.21	11.20	11.26 可決 附帯	11.27 可決	11.7 特殊法人	11.18 可決 附帯	11.19 可決
○14.11.20 参本会議趣旨説明									
41	独立行政法人緑資源機構法案	衆	10.21	11.20	11.26 可決 附帯	11.27 可決	11.7 特殊法人	11.18 可決 附帯	11.19 可決
○14.11.20 参本会議趣旨説明									
42	独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律案	衆	10.21	11.20	11.26 可決 附帯	11.27 可決	11.7 特殊法人	11.18 可決 附帯	11.19 可決
○14.11.20 参本会議趣旨説明									
63	農水産業協同組合貯金保険法及び農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案	衆	10.25	11.22	12.10 可決	12.11 可決	11.7 農林水産	11.21 可決	11.21 可決
○14.11.22 参本会議趣旨説明 ○14.11.7 衆本会議趣旨説明									
66	農薬取締法の一部を改正する法律案	衆	10.25	11.28	12.3 可決	12.4 可決	11.8 農林水産	11.19 可決	11.21 可決

(注) 附帯 附帯決議

・衆議院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (提出月日)	予備 送付	本院 への 提出	参議院			衆議院		
					委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決
154 回 23	有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律案	古賀 誠君 外9名 (14. 5. 28)		14. 11. 14	14. 11. 18	14. 11. 21 可決	14. 11. 22 可決	14. 10. 18 農林 水産	14. 11. 12 修正	14. 11. 14 修正

(注) 修正 修正議決

(5) 委員会決議

—— 水田農業の再構築と食料の安定確保に関する決議 ——

我が国はその地理的条件を生かし、長く米を主食として生活してきた。しかし、米の需給ギャップが年々拡大する中、生産現場では生産調整に対する限界感・不公平感を始めとして閉塞状況に陥っている。

一方、食の安全性に対する国民の関心が高まる中、安全かつ良質で、多様なニーズに合った米を供給しうる生産・流通体制を確立していくことが求められている。

政府は、自給率の向上を旨とし、米政策の抜本的見直しに当たっては、次の事項について万全を期すべきである。

- 1 米の生産調整については、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律に基づき、政府において引き続き円滑な推進に努めるとともに、その見直しに当たっては、これまでの経過と環境の変化等を直視し、円滑な推進を図る観点から、国及び地方公共団体の役割を食糧法上明確に位置付けること。
- 2 農業の持つ公益的多面的機能を適切かつ十分に発揮させるため、水田の利活用を促進する観点から、環境保全型農業の拡大・定着、飼料用稲作の本格的な導入等を図るとともに、その生産条件の整備に努めること。
- 3 稲作農家の経営安定を図るため、米価下落の影響緩和対策を引き続き講じるとともに、経営所得安定対策を速やかに確立すること。
- 4 担い手への政策支援に当たっては、農業の効率化を図るため、農地の利用集積、土地利用の高度化へ重点支援を行うとともに、国土保全や地域社会の維持・活性化のため、小規模農業者をも包含した集落営農の育成にも配慮すること。
- 5 生産調整の配分に当たっては、適地適作を旨とし、地域特性に応じた米づくりに十分な配慮を行うこと。
- 6 米の消費拡大に当たっては、粉体化利用を含め新規需要の開拓に努め一層の拡大を図るとともに、豊作による過剰米の処理に当たっては、適切な政策支援を行うこと。
- 7 公正・中立な取引市場の育成、流通・取引の多様化を推進し、安定的な米取引価格の形成や通年流通の確保を図ること。
- 8 安全・安心を核に消費者ニーズに応える米づくりを推進するため、表示の適正化等の見地からJAS法に基づく品質表示基準を見直し、不当表示の監視を強化するとともに、DNA分析を含めたトレーサビリティの確立や米の安全検査に対する取組みに対し支援すること。
- 9 アジアモンスーン地域での食料安全保障を確立するための東アジア米備蓄システムへの協力を一層強化するとともに、WTO農業交渉において日本が提案した国際備蓄構想の実現に努めること。

また、WTO農業交渉において、ミニマム・アクセス制度の見直しに向けて関係各国に強力に働きかけること。

右決議する。